

環境騒音測定結果(R5年度)

評価区間 (戸数) 測定年月日	等価騒音レベル (dB:LAeq)		環境基準 類型	住居等 戸数 (類型別)	昼間(6:00～22:00)				夜間(22:00～6:00)			
	昼間	夜間			類型別		評価		類型別		評価	
					環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)
一般国道11号 (299) R5.11.27～R5.11.28	68	66	A類型	38	38	100	299	100	38	100	299	100
			B・C類型	179	179	100			179	100		
			類型なし	1	1	100			1	100		
			近接空間	81	81	100			81	100		
壬生川新居浜野田線 (583) R5.11.28～R5.11.29	69	61	A類型	7	7	100	583	100	7	100	583	100
			B・C類型	364	364	100			364	100		
			類型なし	1	1	100			1	100		
			近接空間	211	211	100			211	100		
新居浜別子山線 (45) R5.11.27～R5.11.28	64	59	A類型	4	4	100	45	100	4	100	45	100
			B・C類型	27	27	100			27	100		
			類型なし	0	0	—			0	—		
			近接空間	14	14	100			14	100		
国領高木線 (52) R5.11.27～R5.11.28	66	59	A類型	17	17	100	52	100	17	100	52	100
			B・C類型	21	21	100			21	100		
			類型なし	0	0	—			0	—		
			近接空間	14	14	100			14	100		
国領高木線 (338) R5.11.28～R5.11.29	64	54	A類型	0	0	—	338	100	0	—	338	100
			B・C類型	200	200	100			200	100		
			類型なし	0	0	—			0	—		
			近接空間	138	138	100			138	100		
新居浜港線 (202) R5.11.28～R5.11.29	61	53	A類型	0	0	—	202	100	0	—	202	100
			B・C類型	161	161	100			161	100		
			類型なし	0	0	—			0	—		
			近接空間	41	41	100			41	100		

【幹線交通を担う道路とは】

※幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする¹ 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する

- (1) 高速自動車国道 (2) 一般国道
(3) 都道府県道 (4) 市町村道(4車線以上の車線を有する区間に限る。)

2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車

道であって、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路

基準値	
昼間(午前6時から午後10時)	夜間(午後10時から午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下